

株主各位

アスクル株式会社

株主総会資料の電子提供制度に関する当社の対応について

2022年9月1日に施行されました会社法の改正にともなう株主総会資料の電子提供制度への当社の対応につきまして、下記のとおりご案内いたしますので、株主の皆様におかれましてはご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 制度概要

電子提供制度とは、株主総会資料※を当社ホームページ等のウェブサイト上に掲載し、株主の皆様に対して株主総会の日時・場所や当該ウェブサイトのURL等を通知書面にてお知らせすることにより、原則としてウェブサイト上で株主総会資料をご確認いただくこととするものです。

※株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類及び監査報告書を指します。

2. 当社の対応

当社では2023年8月開催の第60回定時株主総会では、制度施行初年度ということもあり、書面交付請求の有無にかかわらず、従来どおり株主総会資料を書面で郵送させていただきました。

2024年8月開催予定の第61回定時株主総会より、SDGsの観点からペーパーレス化の推進による環境負荷の低減にも資するものとして、株主の皆様へ通知書面を郵送させていただき、株主総会資料の全文は通知書面に記載のURL等からウェブサイトへアクセスすることでご確認いただけるようにする予定です。

3. 株主総会資料の書面交付をご希望される場合

従来どおり株主総会資料一式の書面交付をご希望される株主様は、三井住友信託銀行又は口座を開設されている証券会社で書面交付請求のお手続きをお済ませいただくと、別途ご郵送させていただきます。

※議決権行使基準日（毎年5月20日）までにお手続きが完了している必要がありますので、余裕を持ったお手続きをお願いいたします。

※書面交付請求のお手続きの詳細は、下記「書面交付請求のお手続き先」にご確認ください。

書面交付請求のお手続き先

■三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電子提供制度専用ダイヤル：0120-533-600（受付時間：土・日・祝日等を除く 平日 9:00～17:00）

電子提供制度に関するご案内ウェブサイト：<https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/kaisyahou>

■株主様が口座開設されている証券会社

以上